

愛知県漁業調整規則

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 漁業の許可（第四条—第三十一条）
- 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十二条—第四十五条）
- 第四章 漁業の取締り（第四十六条—第四十九条）
- 第五章 雑則（第五十条—第五十三条）
- 第六章 罰則（第五十四条—第五十六条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十七条第一項、法第五十八条において準用する法第四十二条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第五十一条第一項、第五十二条並びに第五十六条、法第一百十九条第一項及び第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事項を定めるものとする。

（代表者の届出）

第二条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（海域の定義）

第三条 この規則において「伊勢湾」とは、三重県鳥羽市小浜町西埼、桃取町島ヶ埼、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河湾を除いた海域をいう。

2 この規則において「三河湾」とは、知多郡南知多町大字師崎林埼及び同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。

3 この規則において「渥美外海」とは、伊勢湾及び三河湾を除く海域をいう。

第二章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第七号、第十一

号及び第十二号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 小型まき網漁業(海面において総トン数五トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業をいう。)

二 機船船びき網漁業(海面において機船船びき網により行う漁業(次号に規定するしらす機船船びき網漁業を除く。)をいう。)

三 しらす機船船びき網漁業(海面において機船船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業をいう。)

四 ごち網漁業(海面においてごち網により行う漁業をいう。)

五 改良罟目網漁業(海面において改良罟目網により行う漁業をいう。)

六 さし網漁業(海面においてさし網により行う漁業(次号に規定する固定式さし網漁業を除く。)をいう。)

七 固定式さし網漁業(海面において固定式さし網により行う漁業をいう。)

八 えびすくい網漁業(三河湾においてえびすくい網により行う漁業をいう。)

九 空釣こぎ漁業(海面において動力漁船を使用して空釣こぎにより行う漁業をいう。)

十 潜水器漁業(海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業をいう。)

十一 なまこ素潜り漁業(海面において素潜りによりなまこをとることを目的とする漁業をいう。)

十二 小型定置網漁業(海面において小型定置網(角建網、つぼ網及び建干網に限る。)により行う漁業をいう。)

十三 うなぎ稚魚漁業(うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業をいう。)

2 前項の許可(以下この章(第十六条を除く。)において単に「許可」という。)は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号から第十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第十二号及び第十三号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第六条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第七条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号から第十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第十二号及び第十三号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 知事許可漁業の種類
- 三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- 四 漁具の種類、数及び規模
- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項

2 県内に住所を有しない者は、前項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

3 知事は、第一項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- 一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合
 - 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会（内水面における漁業にあつては、内水面漁場管理委員会。以下同じ。）の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、別に知事が定める期間とする。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若し

くは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（許可等の特例）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、

当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第一号から第十二号までに掲げる漁業 三年
- 二 第四条第一項第十三号に掲げる漁業 一年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 漁業種類
- 三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- 四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- 一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- 二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

- 三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。
- 2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

- 2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、月ごとに翌月の末日までに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、法第二十六条第一項又は法第三十条第一項の規定により知事に報告した事項については、この限りでない。

- 一 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 二 許可番号
- 三 報告の対象となる期間
- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 七 その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第二十二条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業

の認可を取り消さなければならない。

- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- 一 許可番号
- 二 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 漁業種類
- 四 操業区域及び漁業時期
- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 許可の有効期間
- 七 条件
- 八 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。
- 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装が終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 漁業種類
- 三 許可を受けた年月日及び許可番号
- 四 書換えの内容
- 五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 漁業種類
- 三 許可を受けた年月日及び許可番号
- 四 再交付を必要とする理由

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- 二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- 三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。
- 五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十一条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の船首、船橋又は両舷側で外部から見やすい箇所に様式第一による許可番号を明瞭に表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十二条 何人も、沖縄式追込網により営む漁業を営んではならない。

(保護水面における採捕の制限)

第三十三条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。ただし、同法第二十一条第一項に規定する当該保護水面の管理計画の範囲内において知事が許可した場合は、この限りでない。

一 次に掲げる基点あ、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点うの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた水面

基点あ 田原市五十鈴川口左岸に管理者が建設した標柱の位置

基点い 田原市仁崎町前洲一番地一北西角漁業権基標二百三号の位置

基点う 田原市野田町坂下堤防に管理者が建設した標柱の位置

イ 基点あから九度（真方位をいう。以下同じ。）三百四十五メートルの点

ロ 基点いから四十八度四十五分三百六十メートルの点

ハ 基点いから一度二百七十メートルの点

ニ 基点いから二百八十五度七百八十メートルの点

ホ 基点いから二百六十九度九百六十メートルの点

へ 基点うから三百三十七度三十分三百五十メートルの点

二 次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた水面

イ 基点（西尾市鳥羽町干拓地南東角に管理者が建設した標柱の位置をいう。以下この号において同じ。）から九十七度五分七百十メートルの点

ロ 基点から百二十五度二分三百五十メートルの点

ハ 基点から百九十三度五分六百八十メートルの点

ニ 基点から百八十度十八分八百メートルの点

ホ 基点から百三十四度二十三分五百五十メートルの点

へ 基点から百十度二十六分八百二十メートルの点

(漁具又は漁法の禁止)

第三十四条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 三重県伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台、知多郡南知多町尾張野島灯台及び同町羽豆岬突端を順次結んだ直線と陸岸により囲まれた海域並びに三河湾においてL字型開口板を使用してする底びき網漁法
- 五 内水面において火光を利用して行う漁法（うしがえるをとることを目的とする漁法、う飼漁法、鵜戸川におけるちょうちん網漁法及び木曾川における三枚流し網漁法並びに第四条第一項の許可を受けて営む同項第十三号に掲げる漁業において行うものを除く。）
- 六 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するものをいう。）
（漁具の制限）

第三十五条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合には、その漁具は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

（注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。）

漁具	範囲
建干網	網目 三センチメートル以上
内水面における網（たも網及び第四条第一項の許可を受けて営む同項第十三号に掲げる漁業において使用するものを除く。）	網目 一センチメートル以上

（禁止漁具の搭載禁止）

第三十六条 滑走装置を備えた桁は、伊勢湾及び渥美外海において小型機船底びき網漁業に使用する目的で船舶に搭載してはならない。

（禁止期間、全長等の制限、禁止区域）

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

（注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。）

水産動物	禁止期間	禁止区域
一 あまご（地方名称の「あめのうお」をいう。以下同じ。） （全長十五センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
二 あまご（全長十五センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年一月三十一日まで	海面及び内水面
三 あゆ	一月一日から五月十日（木曾川	海面及び内水面

	及び南派川においては、同月三十一日) まで	
四 いわな (全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
五 うなぎ (全長二十センチメートル以下 (佐久間湖においては、全長三十センチメートル以下) のものに限る。)	周年	海面及び内水面
六 おいかわ (地方名称の「しらはえ」をいう。)	十二月一日から翌年二月末日まで	海面及び内水面
七 こい (全長二十センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
八 しらうお	四月一日から十一月三十日まで	海面及び内水面
九 にじます (全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
十 ふな (全長六センチメートル以下 (佐久間湖においては、全長十センチメートル以下) のものに限る。)	周年	海面及び内水面
十一 ぼら (当歳のものに限る。地方名称の「いな」をいう。)	三月一日から七月三十一日まで	海面及び内水面
十二 あかがい (殻長五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
十三 あさり (殻長二・五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
		次に掲げる点を順次結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 イ 基点 (蒲郡市三谷町南山と同市大塚町山ノ沢の境界漁業権基標百三十八号の位置をいう。以下この号において同じ。)

十四 あさり（殻長二・五センチメートルを超えるものに限る。）	周年	ロ 基点から百六十六度三十七分千四百九十五メートルの点 ハ 基点から百十二度二十分三千七百七十六メートルの点 ニ 田原市緑が浜田原二区埋立地北東角漁業権基標二百五十号の位置 ホ 豊橋市神野ふ頭町神野東ふ頭南西角漁業権基標二百五十一号の位置
十五 あわび（殻長八センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
十六 あわび（殻長八センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から十二月三十一日まで	海面及び内水面
十七 くるまえび（全長八センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
十八 とりがい（殻長四センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
十九 なまこ	四月一日から十一月三十日まで	海面及び内水面
二十 はまぐり（殻長三センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
二十一 ばかがい（殻長四センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
 - 二 うなぎ（全長二十センチメートル以下（佐久間湖においては、全長三十センチメートル以下）のものに限る。）を第四条第一項第十三号に掲げるうなぎ稚魚漁業に係る同項の許可に基づいて採捕する場合
 - 三 おいかわを竿(さお)釣で採捕する場合
 - 四 あさり（殻長二・五センチメートルを超えるものに限る。）をくまで（幅十五センチメートル以下のものに限る。）又は徒手により採捕する場合
- 3 第一項の規定に違反して採捕された水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(内水面における禁止区域及び禁止期間)

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水域のうち、同表の下欄に掲げる区域においては、水産動物を採捕してはならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

水域	禁止区域
天竜川筋	静岡県浜松市天竜区佐久間町の電源開発株式会社水窪発電所放水口の上流端の上流百五十メートルから同放水口の下流端の下流百五十メートルまでの区域
	北設楽郡豊根村の電源開発株式会社新豊根発電所放水口の上流端の上流千メートルから同放水口の下流端の下流千メートルまでの区域
	北設楽郡豊根村の電源開発株式会社佐久間えん堤の上流端から上流千メートルまでの区域
大入川筋	北設楽郡豊根村上黒川字川合の大入頭首工えん堤の上流端の上流二百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域
	北設楽郡豊根村古真立の新豊根えん堤の上流端から上流八百メートルまでの区域
大千瀬川筋	北設楽郡東栄町大字中設楽字外富田の振草頭首工えん堤の上流端の上流二百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域
宇連川筋	新城市川合の宇連えん堤の上流端の上流四百メートルから同上流端の下流百五十メートルまでの区域
	新城市大野の大野頭首工えん堤の上流端の上流百五十メートルから同上流端の下流二百五十メートルまでの区域
阿寺川筋	新城市大野の天橋の下流端から下流の区域
巴川筋	岡崎市細川町字門立の細川頭首工えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流三百メートルまでの区域
矢作川筋	豊田市閑羅瀬町の矢作えん堤の上流端の上流二百メートルから同えん堤の下流端の下流四百メートルまでの区域
	豊田市時瀬町の矢作第二えん堤の上流端の上流二百メートルから同えん堤の下流端の下流二百メートルまでの区域
	豊田市市平町の百月発電所岩倉えん堤の上流端から下流五百メートルまでの区域
木曾川筋	犬山市大字犬山の濃尾用水犬山頭首工えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流百二十メートルまでの区域
	稲沢市祖父江町馬飼の馬飼頭首工えん堤の上流端の上流二百メートルか

	ら同えん堤の下流端の下流二百メートルまでの区域
--	-------------------------

2 何人も、次の表の上欄に掲げる水域のうち、同表の中欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

水域	禁止区域	禁止期間
豊川筋	新城市一鉄田の牟呂松原頭首工えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域	四月一日から六月三十日まで
	豊川市当古町西新屋の当古橋の上流端の上流八百メートルから同上流端の下流千メートルまでの区域	九月一日から十一月三十日まで
巴川筋	豊田市則定町小畑の白瀬発電所えん堤の上流端から下流六百メートルまでの区域	三月一日から七月三十一日まで
乙川筋	岡崎市大平町字下市場の仁田えん堤の上流端から下流三百メートルまでの区域	九月一日から十一月三十日まで
矢作川筋	豊田市平戸橋町波岩の越戸発電所えん堤の下流端から下流二百メートルまでの区域	四月一日から七月三十一日まで
	豊田市水源町の明治用水頭首工の上流端の上流百メートルから同上流端の下流三百メートルまでの区域	三月一日から七月三十一日まで
	安城市藤井町の藤井床固めの上流端の上流百メートルから同床固めの下流端の下流百五十メートルまでの区域	三月一日から七月三十一日まで
庄内川筋	春日井市玉野町字東谷の玉野えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域	三月一日から七月三十一日まで
木曾川筋	一宮市北方町の東海旅客鉄道株式会社東海道本線下り線橋梁の上流端から上流千メートルまでの区域	九月一日から十一月三十日まで

(網漁具使用の禁止区域)

第三十九条 何人も、次に掲げる区域においては、網漁具を使用して水産動物を採捕してはならない。

- 一 田原市池尻町沖の黒八場大型魚礁の中心点（北緯三十四度三十一分五十五秒東経百三十七度十二分十三秒）から百メートル以内の海域
- 二 知多郡南知多町野島南西の沖の瀬大型魚礁の中心点（北緯三十四度三十八分二十四秒東経百三十六度五十六分四十九秒）から百五十メートル以内の海域
- 三 田原市越戸町大山沖の沈船の中心点（北緯三十四度三十一分三十五秒東経百三十七度九分五十五秒）から百メートル以内の海域
- 四 知多郡南知多町野島南南東のトノ瀬大型魚礁の中心点（北緯三十四度三十八分二秒東経百三十七度一分七秒）から百メートル以内の海域
- 五 知多郡南知多町下瀬礁灯標から百七十八度五百六十メートルの大型魚礁の中心点（北緯三十四度四十一分三十八秒東経百三十六度五十九分二十九秒）から百五十メートル以内の海域

六 知多郡南知多町下瀬礁灯標から百六十八度九百七十メートルの大型魚礁の中心点（北緯三十四度四十一分二十六秒東経百三十六度五十九分三十七秒）から百五十メートル以内の海域

七 田原市赤羽根漁港東防波堤先端から百五十度四十五分五千四百メートルの高松の瀬大型魚礁の中心点（北緯三十四度三十三分四十五秒東経百三十七度十三分七秒）から百五十メートル以内の海域

（電気設備の制限）

第四十条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一統につき、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。

（注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。）

名称	総設備容量の範囲
あじ一本釣漁業、さば一本釣漁業及びいさき一本釣漁業	発電機（蓄電池を含む。）二キロワット以内 集魚灯に使用する電球 一キロワット以内

2 伊勢湾及び三河湾において漁業を営む場合には、一統につき百ワットを超える光力の集魚灯を使用してはならない。

（移植の禁止）

第四十一条 何人も、らいぎょ（卵を含む。）を河川又は湖沼に移植してはならない。

（遊漁者等の漁具又は漁法の制限）

第四十二条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

一 竿(さお)釣及び手釣

二 投網

三 四つ手網（三メートル平方未満の網に限る。）

四 たも網（火光を利用して使用するものを除く。）

五 動力を利用しない瀬干漁法

六 やす及びは具（まんがを除く。）

七 徒手採捕

八 ひき縄釣（北緯三十四度三十分二十四秒東経百三十七度二十九分十九秒の点から二百五十二度に引いた線以北の愛知県地先海面においてするものを除く。）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁業者が漁業を営む場合

二 漁業従事者が漁業者のために水産動物の採捕に従事する場合

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第四十三条 何人も、水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養のため害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命

ずることができる。

- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破碎等の許可）

第四十四条 漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 その土砂、岩石又は岩礁の所在する場所
- 三 破碎又は採取の目的
- 四 破碎又は採取の時間及び期間
- 五 破碎又は採取に伴う補償の措置
- 六 その他参考となるべき事項

- 3 内水面に係る第一項の許可を受けようとする者は、漁業権を有する者が水産資源の保護培養のため支障があること、その他の正当な理由がないのに同意書を与えないときは、その事情を記載した書面をもって同意書に代えることができる。

- 4 前項の規定により許可を受けようとする者が同意書に代えてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可を受けようとする者及び当該漁業権者から事情を聴取し、必要と認めるときは、協議を命ずることができる。

（試験研究等の適用除外）

第四十五条 第三十三条から第四十条まで、第四十二条及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 目的
- 三 適用除外の許可を必要とする事項
- 四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- 五 採捕しようとする水産動物の名称及び数量
- 六 採捕の期間及び区域
- 七 使用する漁具及び漁法
- 八 採捕に従事する者の氏名及び住所

- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- 一 許可番号
 - 二 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 三 適用除外の事項
 - 四 採捕する水産動物の種類及び数量
 - 五 採捕の期間及び区域
 - 六 使用する漁具及び漁法
 - 七 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 八 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - 九 許可の有効期間
 - 十 条件
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
 - 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。
 - 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 許可番号
 - 三 許可を受けた年月日
 - 四 変更しようとする事項及び理由
 - 7 第三項及び第四項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
 - 8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の許可を受けた者について準用する。

第四章 漁業の取締り

（停泊命令等）

第四十六条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第一百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

第四十七条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機の備付け命令等)

第四十八条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。以下同じ。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定し、及び記録することができるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信することができるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに知事にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(停船命令)

第四十九条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 様式第二による信号旗Lを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第五章 雑則

(漁場の標識の建設等に係る届出)

第五十条 法第二百二十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なく、その命ぜられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出な

ればならない。

(漁場の標識の書換え等)

第五十一条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくはその標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又はその標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(漁具の標識)

第五十二条 次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹なわ又は網の両端に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、かつ、第一号及び第六号に掲げる漁業にあつては、幹なわ又は網の中間に三百メートル以内の間隔で浮標をつけなければならない。この場合において、夜間（日没から日の出までをいう。）は、そのボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 はえなわ漁業（底はえなわ漁業を除く。）

二 底はえなわ漁業

三 いかせん漁業及びかにせん漁業

四 あなごかご漁業

五 磯建網漁業及び三枚網漁業

六 さわら流網漁業

七 源式網漁業

2 前項のボンデンには、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(添付書類の省略)

第五十三条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第六章 罰則

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条から第三十六条まで、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定に違反した者

二 第二十三条第一項、第四十三条第二項又は第四十七条第一項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第五十五条 第二十五条第一項（第四十五条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十四条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十九条の規定により第四十五条第一項の規定によってしたものとみなされる改正前の愛知県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第四十九条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同条第七項の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第八条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項の許可（中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業及びさし網漁業に係るものに限る。）を受けたものとみなされた者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第三十八条並びに第四十二条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

4 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十一日規則第二十五号）

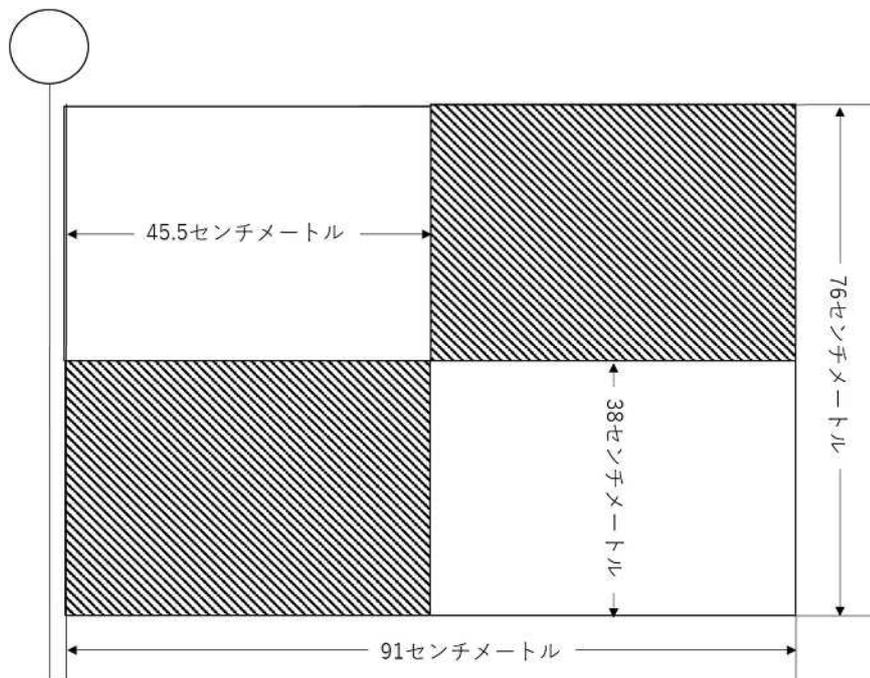
この規則は、令和五年十月一日から施行する。

様式第1（第31条関係）

漁業	様式
手繰第三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る）	アイ手 1 2 3
上記以外の小型機船底びき網漁業	アイ 1 2 3

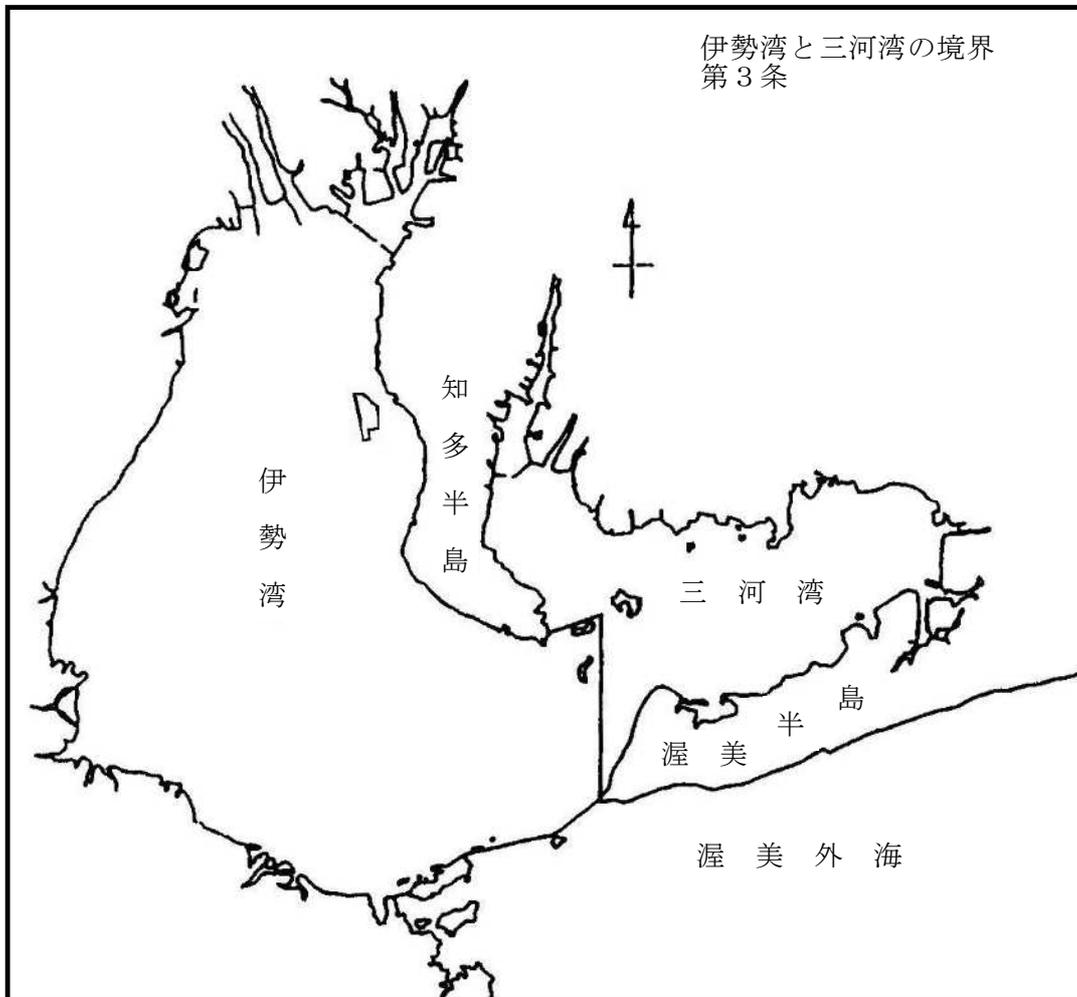
備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

様式第2（第49条関係）

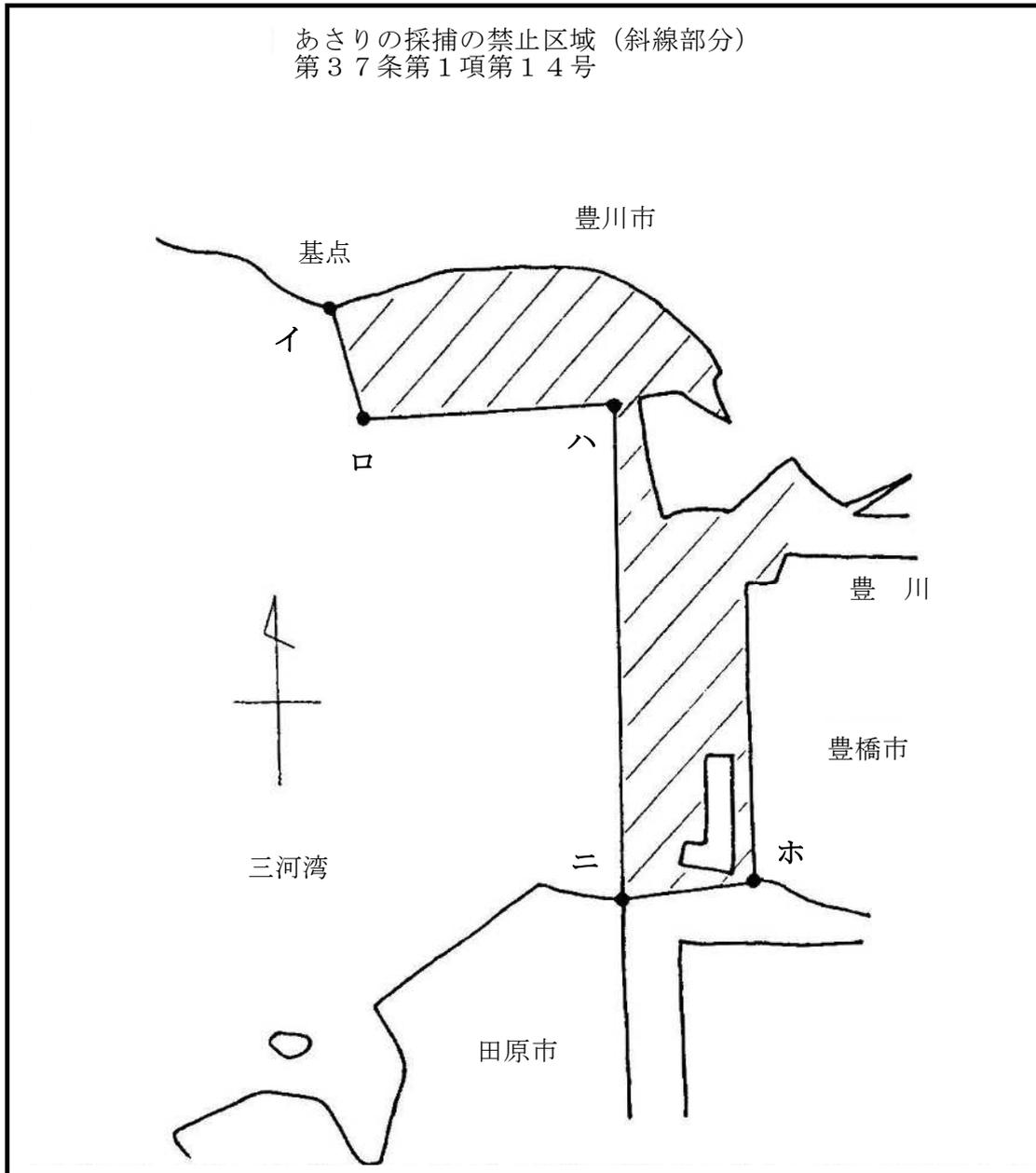


- 備考
- 1 斜線の部分は、黒とし、その他の部分は、黄とする。
 - 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。

参考図面

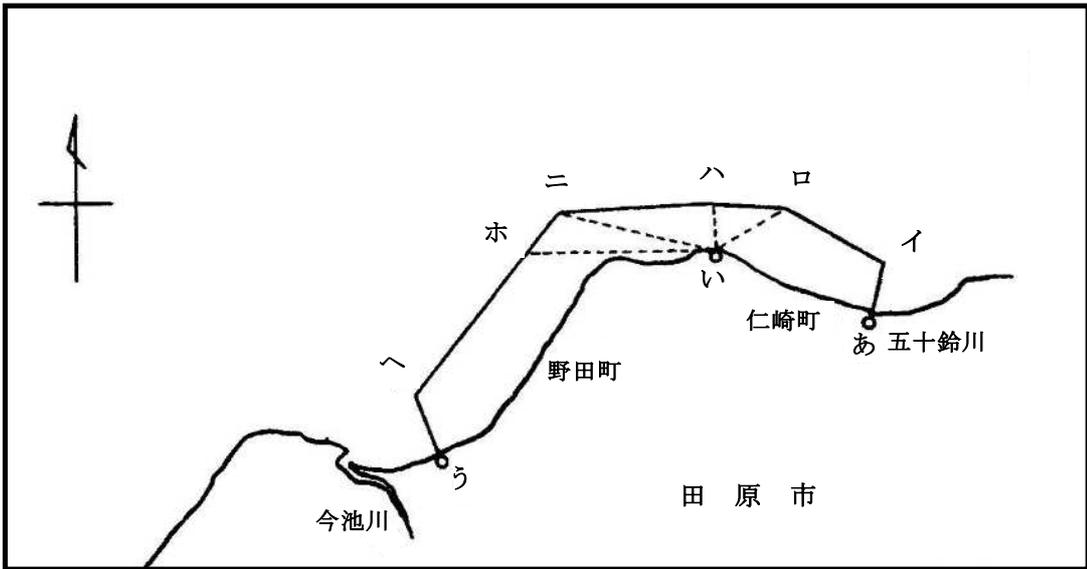


参考図面



参考図面

藻場保護水面漁場図
第33条第1号



第33条第2号

